

第百五十三号議案

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「占める職員」の下に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第十四条の二第三項中「職員のうち地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 職員（定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項及び第二項により採用された者を除く。）が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員に適用される給料については、職員の給与に関する条例附則第十項及び第十二項の規定の例により管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第二条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

第三条 新条例第十四条の二第三項の規定は、改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員について準用する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等を踏まえ、六十歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、規定を整備する必要がある。